

金目川中流域の古代拠点集落

—平塚市原口遺跡と向原遺跡—

大 上 周 三

1 相模の古代集落

- ・立地 台地、丘陵上に多く立地。
- ・住居を構成する建物 竪穴建物（竪穴住居）と掘立柱建物。【第 1 図】
- ・建物の規模 竪穴建物は、古墳時代に比べ小型化し、一辺 3～4 m の方形。7 世紀後半～8 世紀以降普及する掘立柱建物は、桁行 3 間×梁行 2 間、2 間×2 間が一般的。屋敷地の面積は約 1,000 m²。
ただし、一辺 5 m 以上の大型の竪穴建物、桁行 4 間、ないしは 5 間の大型の掘立柱建物も稀に存在。両者で大型建物群が形成されることがある。【第 2 図】
- ・存続期間 古墳時代後期から継続する集落と、7 世紀後半～8 世紀前半に出現する集落がある。廃絶は 10 世紀中頃～後半。

2 平塚市原口遺跡と向原遺跡

1. 古代の行政区分

余綾郡金目郷。金目川中流域両岸にみられる現平塚市北金目、南金目はその遺称地名。【第 3 図】

2. 遺跡概観

ア) 所在地 平塚市上吉沢

イ) 立地 平塚市北西部、金目川右岸の大磯丘陵北東端の台地上。幅約 100m の谷を中央にして北東に原口遺跡、南西に向原遺跡が並ぶが、北側でつながっている。両遺跡の北を金目川が東流、南は不動川が南流。【第 4 図】

ウ) 調査期間 (原口遺跡) 1992 年～1994 年

(向原遺跡) 1977 年～1981 年、1987 年、1991 年

エ) 調査面積 (原口遺跡) 59,390 m²

(向原遺跡) 約 66,000 m²

オ) 主要検出遺構 (原口遺跡) 竪穴建物 28、掘立柱建物 15、溝 10、畝 24、土坑 144、横穴墓 2

(向原遺跡) 竪穴建物 187、掘立柱建物 161、竪穴状遺構 1、火葬墓 1、溝、道、

土坑

カ) 主要出土遺物 (原口遺跡) 土師器、須恵器、畿内産土師器坏、土製品（紡錘車）、鉄製品（鏃・紡錘車・鎌・刀子）、石製品（砥石）

(向原遺跡) 土師器、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器、墨書土器「丈」・「持」・

「平」・「尾口家」、土製品（紡錘車・羽口）、鉄製品（鏃・釘・紡錘車・

鎌・穂摘み具・鋤・斧・錐・のこぎり・刀子・焼印）、石製品（砥石・

紡錘車）、腰帶具（銅製鉸具・鉈尾、石製巡方）、銭貨（和同開珎）

3. 原口遺跡

ア) 住居の分布 不動川から北西に入りこむ谷を臨む台地縁辺から南西斜面にかけて住居が偏在。台地平坦部は分布密度が低く、円形土坑が分布。【第5図】

イ) 集落の時期、変遷 7世紀第4四半期に出現し8世紀第2四半期まで漸増、8世紀第3四半期に廃絶。その後、9世紀後半に台地東端に1棟が現れる。【表1】

ウ) 特記遺構

・横穴墓 谷に面する斜面下位、居住域の下位に2基。残りの良い2号墓は、平面形羽子板状の形態。玄室奥壁から羨道部の境までの長さ2.55m、奥壁巾1.9mの小型。平面形長方形の1号墓も同規模とされる。時期は7世紀後葉から8世紀初めか。被葬者は原口遺跡の大型建物群居住の有力者か、その人物に繋がる有力者か。【第6図】

エ) 特記遺物

・畿内産土師器坏 大型の11号竪穴建物(6×5m)から出土。年代は8世紀初め。律令国家が地域支配をする過程で出土することから、地域の有力者と国家との結びつきを示す遺物。【第7図】

4. 向原遺跡

ア) 住居の分布 台地北縁辺に前期段階の数棟が散在、以降、台地南側および東側の谷戸を臨む緩斜面に偏在。北西側緩斜面は無居住域。【第8図】

イ) 集落の時期、変遷 7世紀第4四半期に出現し、10世紀後半に廃絶。8世紀第1四半期までは数棟が台地縁辺に散在するだけであるが、8世紀第2四半期に10棟と急増、次期には20数棟と倍増、9世紀末～10世紀初めまでその数を維持する。10世紀前半に半減し、10世紀後半には急減、廃絶。【表1】

ウ) 特記遺構

・鍛冶遺構(39号竪穴建物) 一辺約3mの平面方形の竪穴建物で、床面中央に新旧2基の炉を有す。カマドを設けず壁柱穴をもつことから専門的な鍛冶工房。時期は9世紀後半～末。【第9図】

出土遺物は、土師器、須恵器、灰釉陶器、金属製品・不明鉄類(288点)(刀装具・釘・刀子・鎌・工具・鎌・海老錠他)、鉄滓(3000余片)、羽口87片、砥石、石製巡方他。【第10図】

集落からの鍛冶遺構の検出例は少なく、拠点集落に限られ、巡方も出土していることから、鉄器生産には大型建物群の居住者が主導したと考えられる。

・火葬墓 集落の北西縁辺部に位置する。時期は9世紀末～10世紀初頭。相模型の土師器甕を平面円形の土坑内に正位に、その上に扁平な金床石を蓋石として置いている。甕の内部から土師器坏が出土。火葬墓は、鉄器生産に関係する人物の墓か。【第11・12図】

・産屋?(73号竪穴建物) 集落の南西隅に立地。平面形約3×1.8m、特異な縦長方形。建物中央、東壁中央に屋根を支える柱穴。出土遺物は土師器坏・甕、須恵器坏、墨書土器「尾口家」。時期は9世紀中頃。【第13図】

エ) 特記遺物

・和同開珎 9世紀後葉の3間(5.4m)×2間(4.6m)の138号掘立柱建物の南妻側中央の柱穴から出土。地鎮に用いられたか。【第14図】

【参考】・和同開珎は県内から9点が出土。

・和同開珎が掘立柱建物の柱穴から出土した例は、伊勢原市西富岡・向畑遺跡第2地点1号掘立柱建物(3間以上×2間)の北東隅の柱穴から出土。

・墨書土器「丈」 9世紀前半～10世紀前半のもの4点出土。「丈」は「丈部」姓を表している可能性。

『駿河国正税帳』(天平十年(738))に余綾郡の丈部小山という人物名がみえ、8世紀前半に余綾郡に丈部

氏が存在したことを伝える。向原遺跡にも丈部姓の人物ないし集団がいた可能性が考えられる。【第15図】

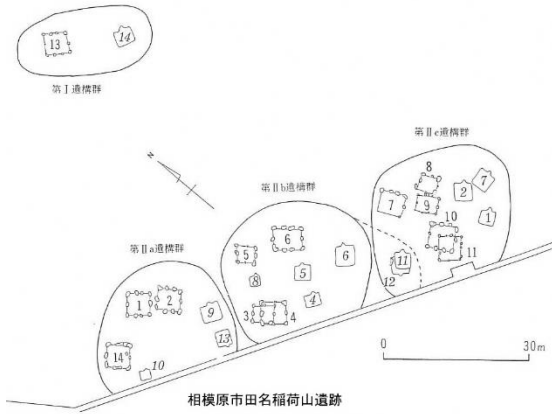
5. 大型建物群

- ・ **構造** 大型竪穴建物＋複数の（大型）掘立柱建物＋（倉庫）によるL字形ないしコ字形配置をとり、中庭的空間を形成。屋敷地面積は約2,500㎡。原口遺跡の7世紀第4四半期は大型竪穴建物＋大型掘立柱建物1棟を含む3棟の掘立柱建物からなる構造、向原遺跡の8世紀第3四半期は大型竪穴建物＋6棟の掘立柱建物からなる構造。
- ・ **消長** 原口遺跡では7世紀第4四半期（集落成立時）から8世紀第1四半期まで、その後、向原遺跡に移転し、9世紀後半まで存続。
- ・ **変遷** 短期間で隣接地へ移動を繰り返す。
- ・ **性格** 村落首長層の住居。【第16・17図】

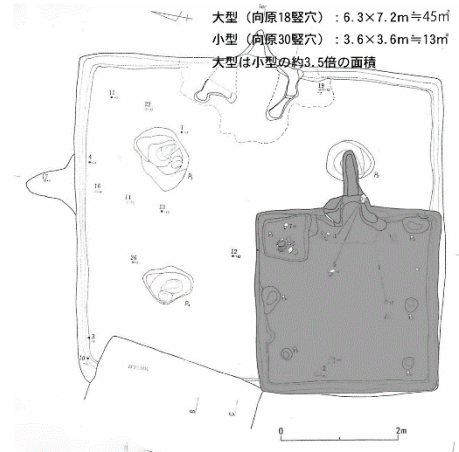
3 集落の特徴

- ・ 金目川南岸域では金目郷最大級の集落【第18図】
- ・ 両遺跡がのる台地は、中央の谷戸を囲むように馬蹄形を呈し、集落が一体的に変遷していることから同一の集落。
- ・ 住居は基本的に竪穴建物と掘立柱建物からなる。中に大型建物群を含む。
- ・ 集落の成立は、7世紀第4四半期。これは律令制に伴う編戸、あるいは、班田収受法による口分田の班給が契機か。廃絶は10世紀後半。8世紀第2四半期の住居数の急増、集落の拡大は三世一身法（養老7（723）年）、墾田永年私財法（天平15（743）年）が契機か。
- ・ 集落初期段階は原口集落が住居数も多く、大型建物群もあり中心であるが、住居数が倍増する8世紀第2四半期以降は向原集落に居住域、大型建物群も移り、中心地が移転する。
- ・ 居住域と生産域 向原集落では南向きの緩斜面地は居住域、北側の緩斜面地は生産域（畠地）。
- ・ 大型建物群は中庭を囲むようにL字形ないしコ字形配置をとっている。
- ・ 大型建物群の居住者は一般集落民を主導する有力農民層と考えられる。大型建物群は居住施設だけでなく、中庭を囲むL字形ないしコ字形といった規格的配置を取ることから、行政機能を兼ねた施設でもあったと考えられる。
- ・ 集落の成立、衰退と廃絶には大型建物群＝有力農民層の動向が関係している。つまり、一般農民層を伴い原口、向原遺跡に入植する。集落の衰退現象は有力農民層が一般農民層に先駆けて集落からの転出によるもので、その後、一般農民層も後を追うように転出し、集落は廃絶に至る。

図版 1



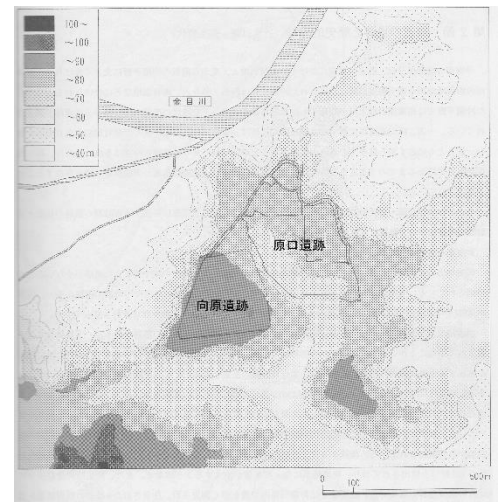
第1図 住居を構成する建物（神奈川県立埋蔵文化財センター1986『田名稻荷山遺跡』より）



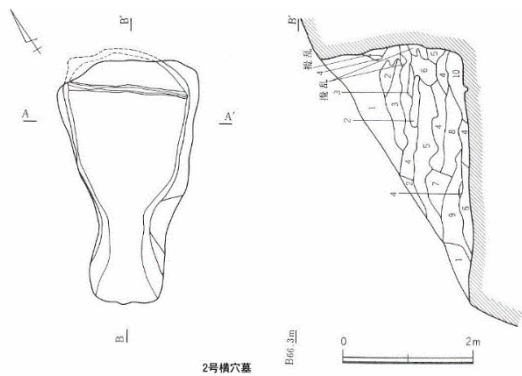
第2図 大型竪穴建物と小型竪穴建物の比較



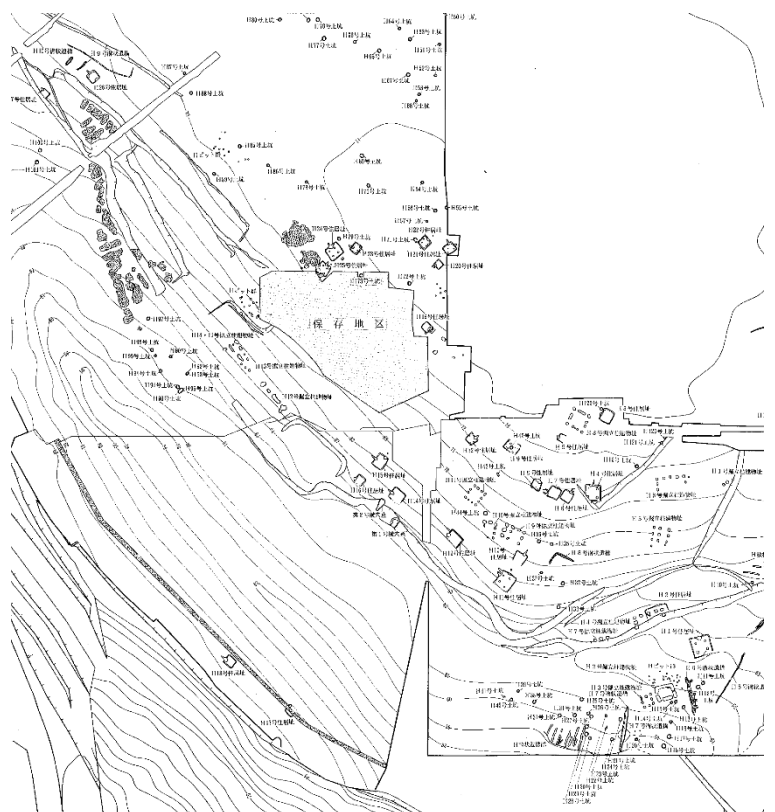
第3図 金目郷の位置（藤沢市教育委員会1997『神奈川の古代道』を改変）



第4図 立地（財団法人かながわ考古学財団1997『原口遺跡Ⅰ』を改変）



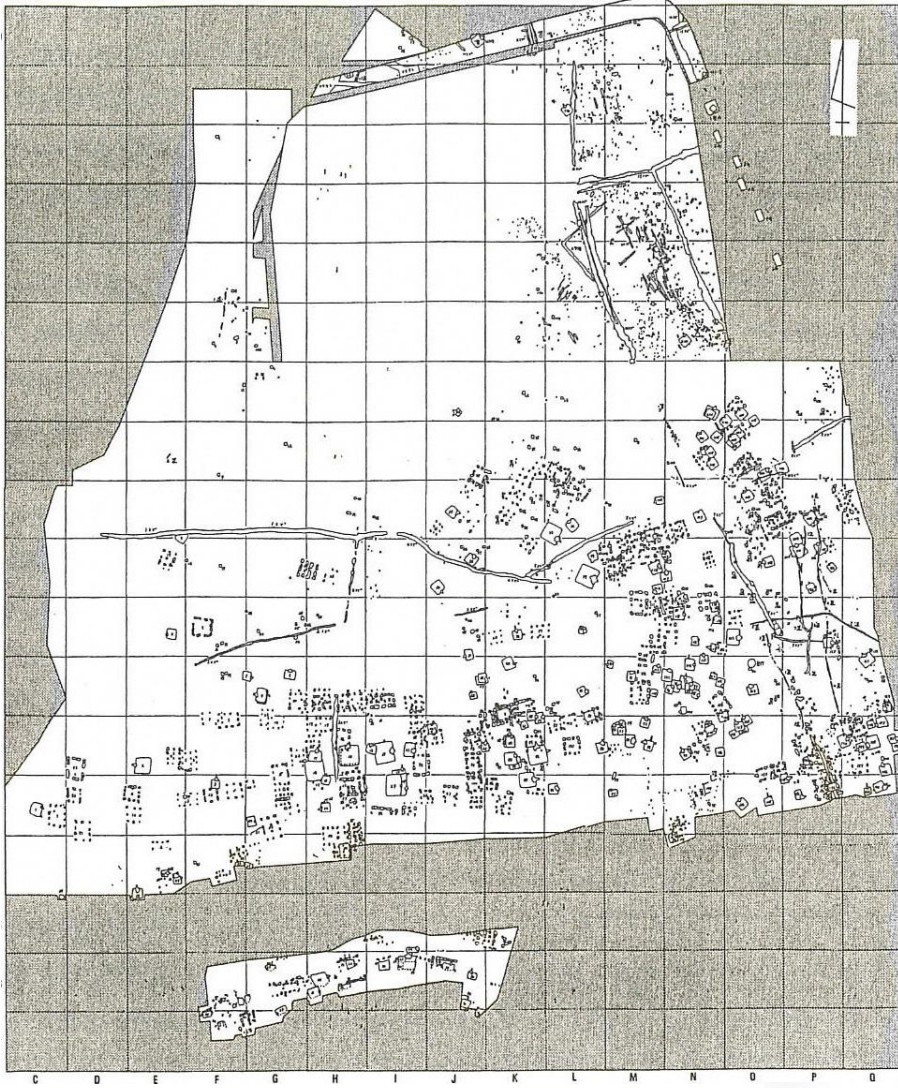
第6図 原口遺跡2号横穴墓（財団法人かながわ考古学財団1997『原口遺跡Ⅰ』より）



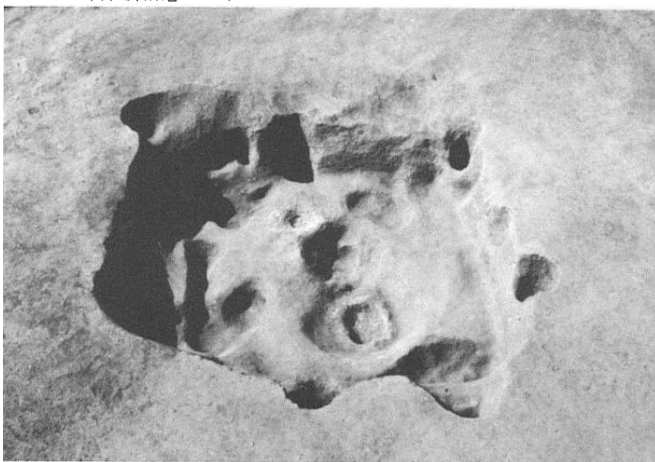
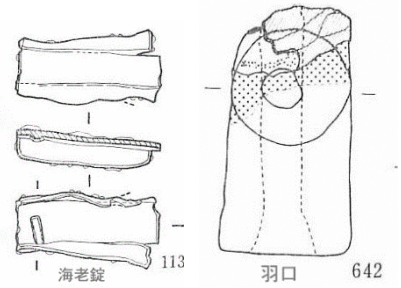
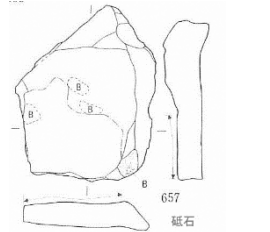
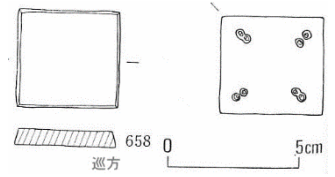
第5図 原口遺跡住居分布（財団法人かながわ考古学財団1997『原口遺跡Ⅰ』より）



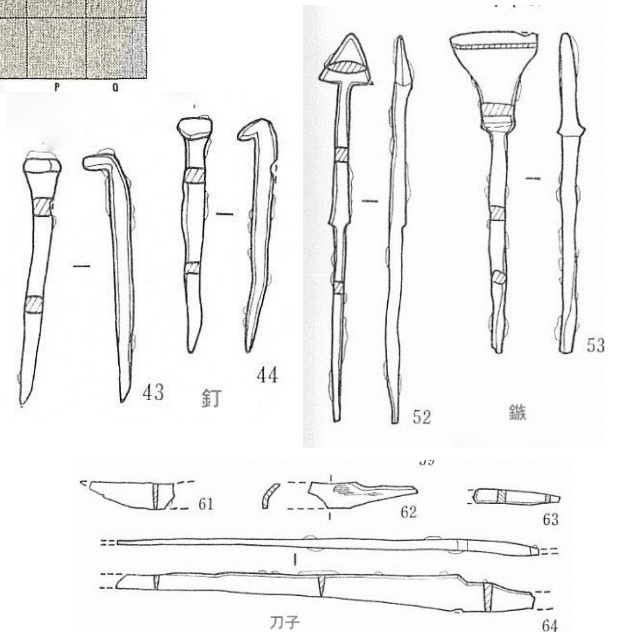
第7図 原口遺跡畿内産土師器坏 (財団法人かながわ考古学財団 1997『原口遺跡I』より)



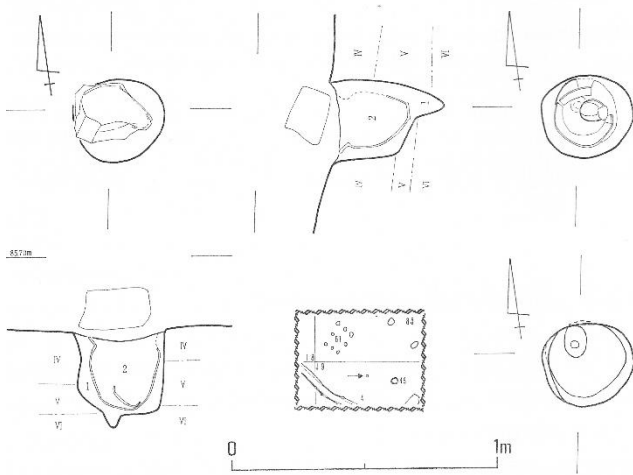
第8図 向原遺跡住居分布 (中田 英 1995『平塚市向原遺跡』『かながわの古代集落』より)



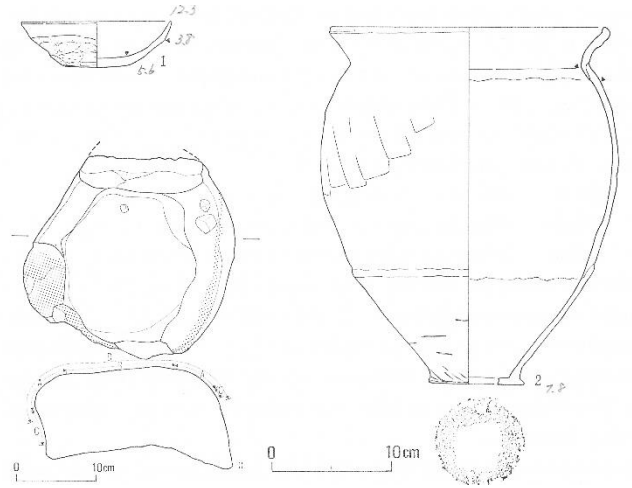
第9図 向原遺跡鍛冶遺構 (神奈川県教育委員会 1982『向原遺跡第3分冊』より)



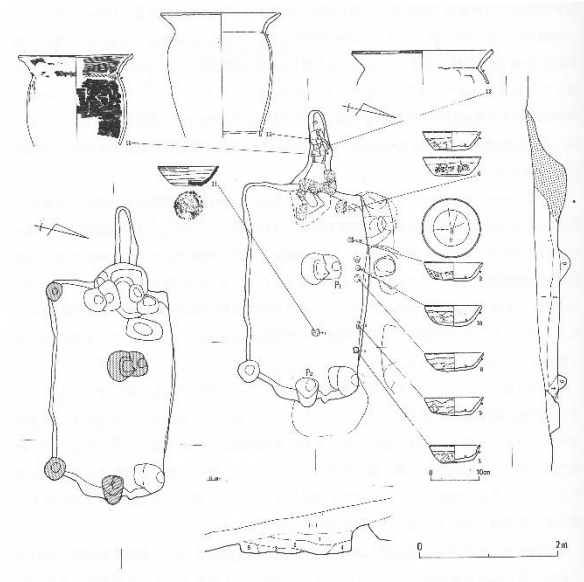
第10図 向原遺跡鍛冶遺構出土遺物 (神奈川県教育委員会 1982『向原遺跡第3分冊』より)



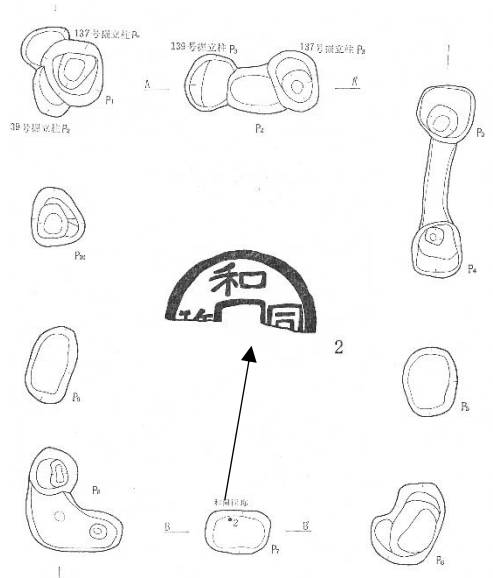
第 11 図 向原遺跡火葬墓 (神奈川県教育委員会 1983 『向原遺跡第 6 分冊』より)



第 12 図 向原遺跡火葬墓出土遺物 (神奈川県教育委員会 1983 『向原遺跡第 6 分冊』より)



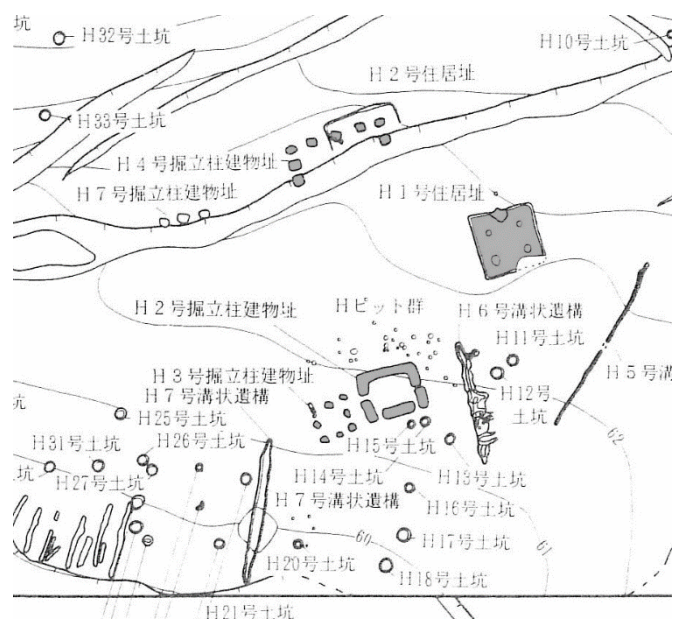
第 13 図 産屋? (73 号竪穴建物) と出土土器 (中田 英 1986 「古代東国の一集落における一軒の住居址の性格について」 『神奈川考古第 22 号』より)



第 14 図 向原遺跡と同開珞出土の 138 号掘立柱建物 (神奈川県教育委員会 1983 『向原遺跡第 6 分冊』より)



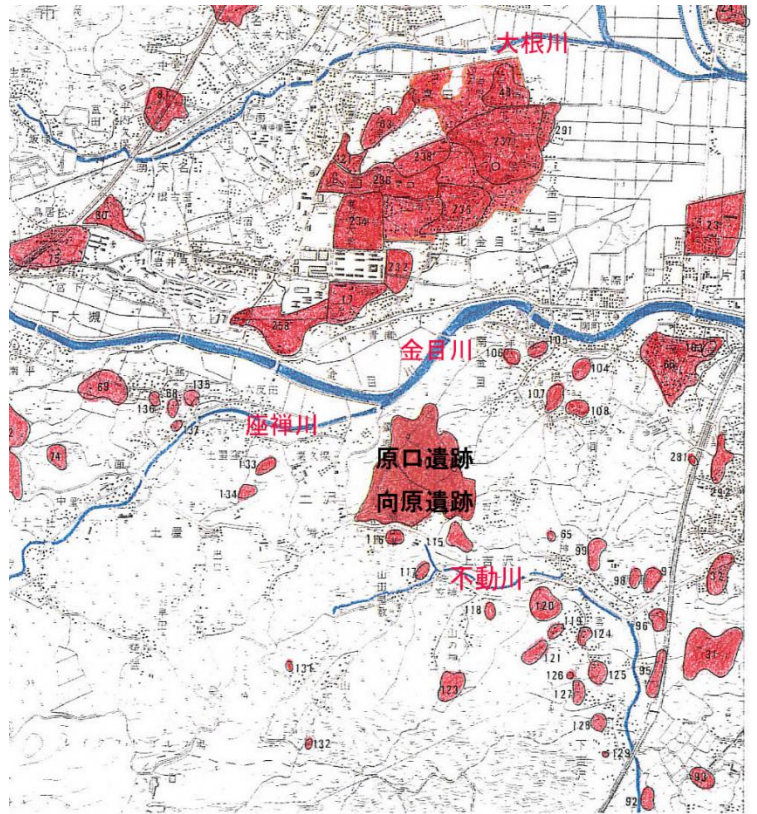
第 15 図 墨書土器「丈」 (神奈川県教育委員会 1983 『向原遺跡第 5 分冊』より)



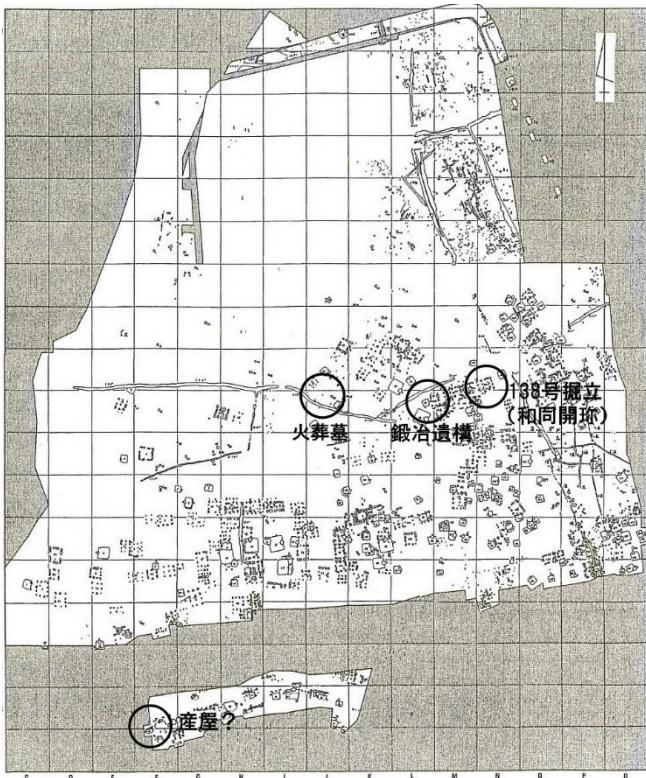
第 16 図 原口遺跡大型建物群 (7 C 第 4 四半期) (財団法人かながわ考古学財団 1997 『原口遺跡 I』を改変)



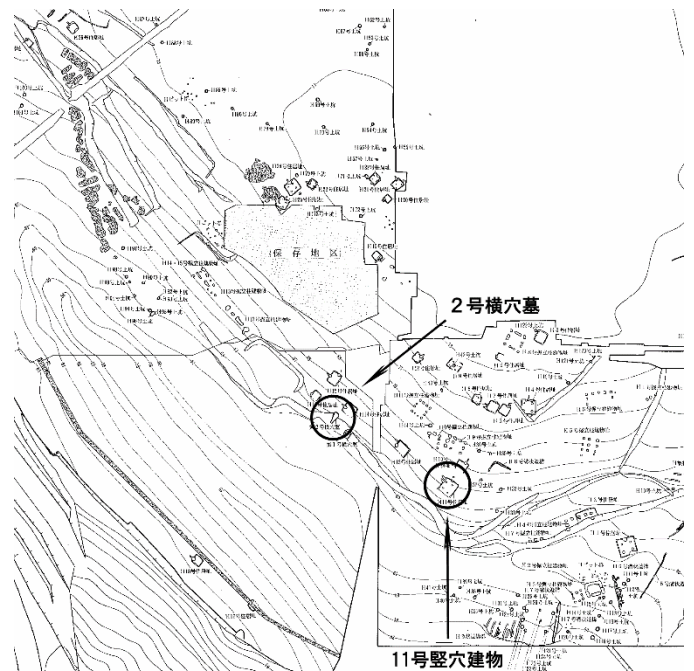
第 17 図 向原遺跡大型建物群（8C 第 3 四半期）（神奈川県教育委員会 1983『向原遺跡第 6 分冊』を改変）



第 18 図 金目川流域の古墳時代後期、古代遺跡分布（財団法人かながわ考古学財団 1997『原口遺跡 I』を改変）



【参照】向原遺跡特記遺構位置図



【参照】原口遺跡特記遺構位置図

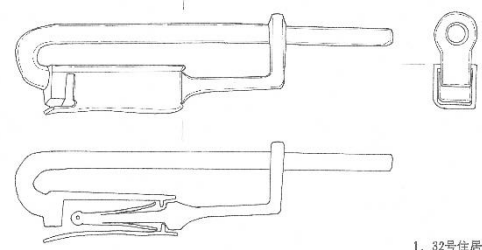
《用語解説》

遺構 人間が土地に手を加えて築いたり、造ったもので、固定していて動かすことの出来ないもの＝不動産的なもの。竪穴建物・掘立柱建物・古墳・貝塚・寺院跡など。

遺跡 過去の人間が生活していた跡が土地に残された場所。遺構・遺物を合わせたもの。

遺物 過去の人間が手を加えて製作したり、何らかの目的で持ち込まれた動植物の遺存体。比較的小形で持ち運びのできるもの＝動産的なもの。土器・石器・鉄器・木製品など。

海老錠 バネ構造の錠前とカギで一具をなすもので、全体の形状が半円形に曲がりエビに似ているため海老錠と呼ばれる。建築物のほか厨子や櫃や門扉などに用いられる。【右図】



(本郷遺跡調査団 1991『海老名本郷Ⅷ』)

円形土坑 直径1m前後の平面形が円形の穴。畠作に関連する遺構か。

灰釉陶器 9～11世紀に植物灰を原料とした灰釉が施された陶器で、主に東海地方で生産された、高火度焼成の陶器。釉は半透明や薄緑色をしている。

火葬墓 遺体を茶毘にふし、焼骨を拾い、土師器・須恵器・施釉陶器などの蔵骨器に収め埋納したもの。文武4年(700)、僧道昭の火葬を初現とする。

畿内産土師器 古墳時代後期から奈良時代にかけて主に大和国、河内国で生産され、飛鳥京・藤原京・平城京で使用された土師器。暗文で飾られ、胎土も精製されたものを用いた土器。

墾田永年私財法 三世一身法を改めて、位階による開墾面積の制限などを条件に、墾田の永世私有を許した開墾奨励法。

三世一身法 新たに溝や池などの灌漑設備をつくって開墾した者には三世(子、孫、曾孫(そうそん))に至るまでの間、また従来からあった灌漑設備を利用して開墾した者には本人一代限り、その墾田の保有を認めるという開墾奨励法。

須恵器 朝鮮半島南部の陶質土器の流れを受けた青みがかった灰色の硬く焼きしまった土器。古墳時代の5世紀中頃に日本列島に出現し、平安時代まで存続する。登り窯を用いて1,000～1,200度の高温で焼かれている。

竪穴建物 地面を平らに掘りくぼめ、その内部を土間床にし、屋根をかけた半地下式の建物。

鉄滓 鉱石から金属を取り出し、地金を得る工程で出る不純物。鉄のかす。

土坑 発掘調査で確認される遺構のうち、人間が土を掘りくぼめてできたと考えられる穴で、性格が見極めにくいものを指す。

羽口 鞆ふいごに取り付けて炉に風を送るための土製の送風管で、中心に風を通す穴があいている。

土師器 古墳時代から平安時代の赤褐色ないし褐色の素焼きの土器で、800度前後の温度で焼かれている。

班田収受法 律令制下の土地国有の原則のもと、一人当たり一定額の田を貸与して耕作させ、死後収公する法で、具体的には6歳以上の男子には二段(約2,400㎡)、女子にはその3分の2を口分田として分け与えた。

編戸制 人間集団を、分割したり統合したりして、一定規模の家族集団単位をつくり、それを基礎として50戸を1里(のちに郷となる)として編成し、人民を律令制的支配に組み込む制度。

掘立柱建物 地面に直接柱穴を掘り、そこに柱を埋設して建てた平地式の建物。

腰帯具 役人が着用する革帯に取り付けられた銅製、石製の飾り。革帯を締めるバックルを**鉸具**、革帯の先端に取り付く舌状のものを**鉞尾**、その間にとりつけられる方形のものを**巡方**、半円形ものを**丸鞆**という。

【右図】(木村泰彦 2002「銅鈿から石鈿へ」『鈿帯をめぐる諸問題』を改変)

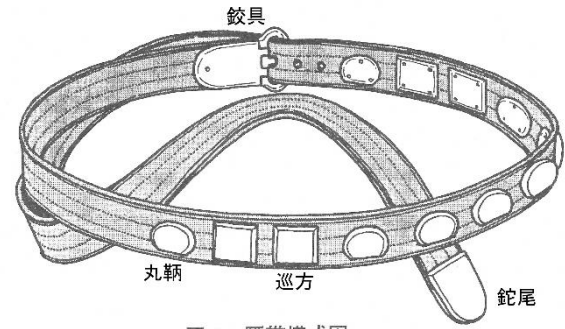


図9 腰帯模式図

横穴墓 5世紀後半から8世紀初め、神奈川では6世紀後半以降、丘陵斜面や崖を利用し、トンネルのように横穴を掘り、その奥に遺体を安置した埋葬施設。

律令制 中国唐の先進的な支配システムである律令制を取り入れ、奈良・平安時代に施行された中央集権的な政治制度。律は刑法、令は行政法等をさす。

緑釉陶器 9～11世紀に珪酸鉛を主成分とする釉が施された陶器。主に近畿から東海地方において800～850度程度の比較的低い温度で焼成された陶器で、釉の色は(黄)緑色をしている。

和同開珎 和銅元年(708)に铸造・発行された皇朝十二銭の最初の銭貨で、半世紀にわたって流通した。銅貨と銀貨の2種があるが、銀貨はごく少量で、大半は銅貨である。

◎参考図書

- 岩波書店 1985『古代の村』(古代日本を発掘する6)
- 平塚市 2003『平塚市史 11下 別編考古(2)』
- 藤沢市 2015『大地に刻まれた藤沢の歴史V～古代～』

表1

